

労働安全衛生法に基づく 安全管理者選任時研修のご案内

会員特典有

江南労働基準協会

所在地：江南市木賀東町新塚 220-1

電話：0587-55-2341

FAX：0587-55-6125

労働安全衛生法第11条の規定により安全管理者を選任する場合には、厚生労働大臣が定める研修を受けた者の中から選任しなければならないこととなっています。

当協会では、今般下記により本研修を開催しますので、対象者は受講されますようご案内いたします。

記

1 日時 令和4年1月6日(木)・7日(金) [1.5日間]

2 場所 Home&nico ホール (江南市民文化会館)
(江南市北野町川石 25-1)

3 講習日程等

日程	1日目(9:20~16:30)	2日目(9:20~12:30)
内容	オリエンテーション	安全教育
	安全管理	関係法令
	危険性、有害性の調査と講ずる措置	

4 定員 20名(定員になり次第締め切ります。)

5 修了証 全科目修了者に修了証を交付します。

6 科目免除 職長教育又は職長・安全衛生責任者教育の講師養成講座(RST講座等)修了者、又は能力向上教育指針に基づく安全管理者能力向上教育を修了者で、科目免除の手続きを行った者は、2日目の科目が免除されます。

なお、科目免除を受ける方は、上記講師養成講座等修了証写等を申込書に添付してください。(添付が無い場合は免除を受けられません。)

7 受講料 会員17,000円(非会員19,000円)※消費税、テキスト代を含みます。
※科目免除者：会員10,000円(非会員12,000円)

8 申込方法 所定の申込書に受講料(振込可)を添えて令和3年12月24日(金)までに当協会までお申し込みください。(FAX可)

なお、受講料振込の場合は、江南労働基準協会宛の下記口座にお振込ください。

三菱UFJ銀行 江南支店 普通 0541755 江南労働基準協会

※振込手数料はご負担ください。

9 その他

- ・申込締切日以降にキャンセルされた場合は、受講料をお返ししません。
- ・所定の科目すべてを受講された方には、修了証を交付します。